

第1章 復興の基本的な考え方

1 復興の「基本目標」

復興に携わる多くの関係者が、心をひとつにして取り組んでいくためには、復興の基本目標を明確にしておく必要があります。

このため、本編では、東京の震災復興の基本目標を、「東京都長期ビジョン^{*}」（平成26年12月）で掲げられた、「安全・安心な都市の実現」「世界をリードするグローバル都市の実現」を基本理念として、次のとおり定めます。

<基本目標>

協働と連帯による「安全・安心なまち」「にぎわいのある首都東京」の再建

復興のためには、被災者である都民と行政が協力し、更にNPO、ボランティア、専門家、企業などの広範な人々や団体が協働と連帯のもとに、取組を進めなければなりません。

大規模な被害を受けた首都東京の一日も早い復興には、まず被災者自らが主体的に行動し、次に自らのまちは地域で協働して再建を図るという、自助・共助に根ざした住民主体の復興が求められます。そしてこれに加え、NPO、ボランティア、専門家、企業などの活動や都・区市町村による多様な施策が的確に機能することで、初めて自助・共助と公助が相互に力を発揮した復興が可能となるのです。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、福祉、保健、医療などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。

さらに、東京の政治・経済中枢機能や国際都市機能を回復するために、都市活動を迅速に再開させ、にぎわいを取り戻すことに力を注がなければなりません。

^{*}東京都長期ビジョン：『『世界一の都市・東京』の実現』という、東京が目指す将来像を達成するための基本目標や政策目標、その達成に向けた具体的な政策展開、更には3か年の実施計画などを明らかにしている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時とおおむね10年後の東京の姿を示している。

2 復興を進める「5つの視点」

復興の基本目標達成に向けて「復興を進めるための視点」として、次の5つを定めます。

5つの視点

視点1

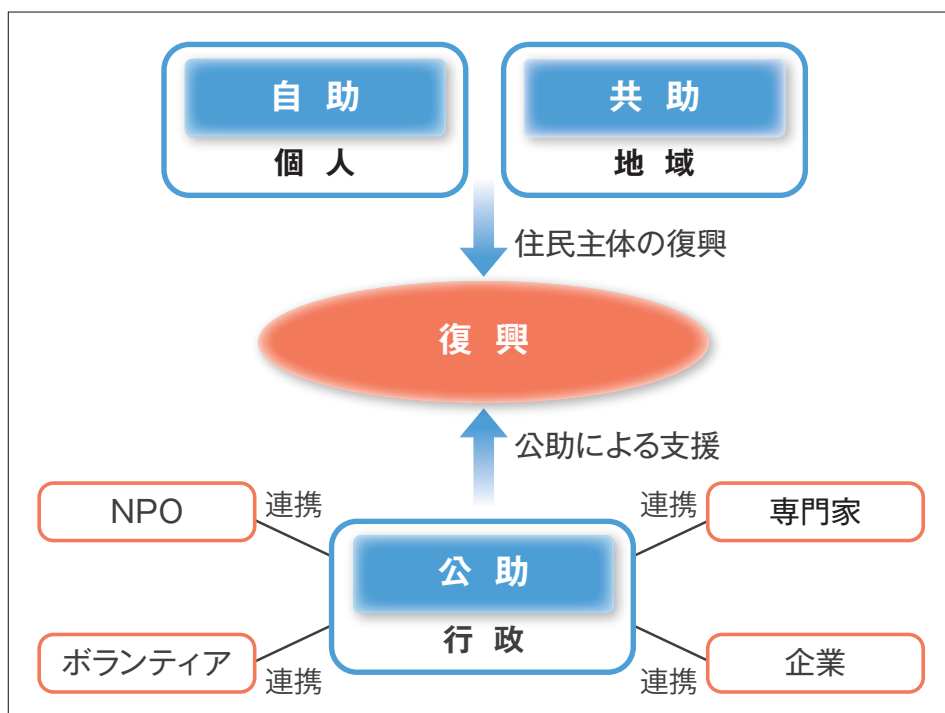
自助・共助に基づく住民主体の復興と公助による支援

復興を進めるためには、まず被災者自らによる取組（自助）が基本となります。

しかし、被害規模が大きくなるにつれて、個人の力では解決が困難な様々な課題やまちづくりなど地域で取り組むべき課題が噴出してきます。こうした課題に対処し復興を進める上では、NPO、ボランティア、専門家、企業などと連携を図りながら、地域が持っている力（地域力）を生かした住民主体の復興が大きな力を発揮します。「地域力」とは、様々な地域の課題を地域の人々が、地域の人々のために解決し、互いに支え合う力、いわば“共助の力”といえます。

これらの自助・共助に基づく住民主体の復興を、行政は、NPO、ボランティア、専門家、企業などと連携して支援します（公助・図2）。

図2 住民主体の復興と公助による支援



視点2

被災者の状況に応じた多様な復興プロセスへの対応

復興事業の実施に当たっては、被災者がそれぞれの状況に応じた生活再建の道を選択できるよう、多様な支援策や手法を用意し、それらを組み合わせることが重要です。

また、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への適切な対応も必要です。

視点3

本格復興までの時限的な生活の場の確保

一日も早い都市・地域の復興を進めるためには、地域住民ができる限り早く被災前に住んでいた地域に戻り、自分たちの地域の復興のあり方や将来像等について議論を深め、連携・協働して地域づくりに取り組まなければなりません。

本格的な復興までの時限的な生活の場を、地域住民の協働により確保する必要があります。

視点4

平常時からの地域づくり活動への支援

平常時から地域づくり活動など地域の課題に積極的に取り組んでいるところでは、被災後の地域復興に速やかに取り組むことが可能となります。

住民自身のこうした取組を促すため、行政は、地域との連携の仕組みを準備するなど、平常時における地域づくり活動への支援が必要です。

視点5

生活再建、都市づくり及び経済再建の連携による総合的な地域づくり

復興に向けた課題は多岐にわたり、これらは地域の中で複雑に絡み合っています。震災後の復興を進めるに当たっては、都民の生活再建、それを支える都市づくり及び経済再建の相互連携により、総合的な地域づくりを進めていくことが重要です。

3 復興を進める「5つの方針」

大規模な震災に遭遇した被災者は、「早く住む場所や営業を再開する場を確保したい・・・」という基本的な要求から始まり、「今住んでいる所から離れたくない・・・」「地域の文化や特徴を壊さずにまちの再生ができれば・・・」「自分達の意見を地域づくりに取り入れてほしい・・・」という地域の復興に関する思い、そして「被災住宅の応急修理の支援があれば・・・」「一日も早く働きたい・・・」等々といった様々な思いを抱きます。また、その思いは、復興の段階によって変化していくものと考えられます。

復興を進めるに当たっては、被災者のこうした思いを受け止め、多様できめ細やかな施策を展開する必要があることから、前述の「5つの視点」を踏まえ、次のとおり「5つの方針」を定めます。また、方針と併せて都の主な施策も示しました。

5つの方針

方針1

地域復興の課題、将来の市街地像や地域づくりの進め方について、地域の皆さんが速やかに協議を始められるよう支援します。

- 主な施策
- ◎ 地域復興協議会（P11以降参照）の組織、活動内容などを規定した「地域協働復興推進条例」モデルの区市町村への提供（P14）
 - ◎ 都市復興模擬訓練の実施による、区市町村職員の養成（P14、52）

方針2

地域の様々な課題にきめ細かく対応するため、NPO、ボランティア、専門家、企業などによる支援体制を整備します。

- 主な施策
- ◎ 「災害復興まちづくり支援機構^{※1}」を構成する専門家職能団体との専門家派遣等に関する協定締結（P15、49、52）
 - ◎ 東京都災害ボランティアセンター設置による、区市町村と連携した、一般ボランティア^{※2}の活動への支援（P49）

※1 災害復興まちづくり支援機構：各種専門士業団体が連携し、災害復興に関する様々な支援活動を行っている団体。災害時には専門家を派遣し、復興を支援。平常時の都との連携としては、都が実施する都市復興模擬訓練への協力や都と共催でのシンポジウム開催等がある。一部の区の復興まちづくり訓練にも参加

※2 一般ボランティア：専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア

方針3

被災時に住んでいた地域にいち早く戻り、地域の皆さんが、地域の将来像をじっくりと話し合うために、時限的市街地など時限的な生活の場づくりを応援します。

- 主な施策
- ◎ 仮設建築物のための用地の一時賃借や、仮設建築物整備のための各種支援 (P22)
 - ◎ 工場・商店街等の再建までの一時的な事業スペースの確保に関する各種支援 (P42)

方針4

被災者の状況に応じた、多様な施策を用意し、避難生活期から本格復興までの連続的な復興を推進します。

- 主な施策
- ◎ 入居者の様々なニーズに配慮した応急仮設住宅等^{*1}の供給 (P36)
 - ◎ 高齢者等の居住安定のための住宅再建支援事業 (P38)
 - ◎ 被災離職者への生活支援、再就職に向けた求人開拓・職業訓練の実施 (P43)
 - ◎ ひとり暮らしの高齢者宅等への緊急通報システム、火災安全システム及び訪問支援体制の整備 (P48)
 - ◎ 生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対する、生活資金貸付等の実施 (P48)
 - ◎ 災害時に住家被害認定調査^{*2}、り災証明書^{*3}発行、被災者台帳^{*4}作成等を迅速に行えるシステムの、区市町村への導入促進 (P49)

方針5

多様な事業主体や手法により居住を確保します。

- 主な施策
- ◎ 公的住宅等の空き住戸の活用、民間賃貸住宅の借上げ、他の道府県での応急仮設住宅等の確保による応急的な住宅の整備 (P31、36、37)
 - ◎ 都市居住再生促進事業^{*5}を活用した建設費の補助等による、民間住宅の供給促進 (P38)

※1 応急仮設住宅等：災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に供給する住宅（公的住宅等の空き住戸の活用、新規建設による仮設住宅、民間賃貸住宅の借上げ）

※2 住家被害認定調査：被災から1か月程度の間、区市町村職員により、被災地区内の住宅の被害の程度（全壊、半壊等）を認定するための調査。この調査結果に基づき、被災者に対してり災証明書が発行される。

※3 り災証明書：区市町村が住家被害認定調査を行い、確認した被害程度（全壊、半壊等）について発行する証明書で、区市町村長が発行が義務付けられている。義援金や税減免等の各種被災者支援の適用を受けるには、このり災証明書の交付を受けていることが必要

※4 被災者台帳：支援状況、配慮事項等、被災者に関する情報を一元的に集約し、区市町村が作成する台帳。被災者支援の「漏れ」や「重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効率的に実施することが目的。被災者援護に必要な限度で台帳情報を利用する地方公共団体には被災者台帳の情報を提供することも可能とされている。

※5 都市居住再生促進事業：地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等を行い、市街地環境の整備と良質な市街地住宅の供給を図るため、建築物の建替えや土地利用の共同化、高度化を図り防災性の向上と良質な住宅供給に寄与する事業に関し、事業者向けに助成を行う区市に対して、都が建設費等の一部の補助を実施する事業